

誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第4号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 次のアからウまでの該当しないこと。
 - ア 条例第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号に規定する暴力団員
 - ウ 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - (2) 補助金交付申請に伴い締結する契約の相手方が前号のアからウまでに該当する者でないこと。
 - (3) 市長が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を所轄の警察署長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - (1) 令和8年度宍粟市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入事業について、市が行う次の措置について、異議を述べないこと。
 - ア 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ① 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
 - ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ⑤ 暴力団等であるとき。
 - (2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和 年 月 日

宍粟市長
福元晶三様

住所
氏名
電話（ ） ー 番
電子メール

※申請者自署